

畜産農家の ポジティブリスト制度

～畜産現場での対応についてQ&A～

富 山 県

～ 目 次 ～

Q ₁ ポジティブリスト制度とは、どのような制度ですか？	・・・ P 2
Q ₂ 農薬の残留基準値を守るにはどうすれば良いのですか？	
Q ₃ 飼料添加物については、新たな対応が必要ですか？	・・・ P 3
Q ₄ 動物用医薬品については、使用禁止（休薬）期間に注意が必要だと聞きましたが？	
Q ₅ 畜産農家としては、どのような対応が必要ですか？	・・・ P 4
Q ₆ 消毒剤を出荷トラックや資材の消毒に使用する場合、どのような注意が必要ですか？	
Q ₇ 動物用医薬品と同一の成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品には、動物用医薬品としての使用禁止（休薬）期間が定められていないが、規制の対象になるのですか？	
【資 料 編】	
●飼料中の残留農薬の基準値	・・・ P 5
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 18 年 5 月 29 日）	・・・ P 7
●休薬期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 18 年 5 月 29 日）	・・・ P 9
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 20 年 1 月 4 日）	・・・ P 17
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 20 年 12 月 26 日）	・・・ P 18
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 21 年 5 月 27 日）	・・・ P 19
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 22 年 5 月 11 日）	・・・ P 20

●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 22 年 12 月 24 日）	・ ・ ・ P21
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 25 年 2 月 6 日）	・ ・ ・ P22
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 25 年 10 月 11 日）	・ ・ ・ P23
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 27 年 4 月 28 日）	・ ・ ・ P24
●使用基準の新定及び改正により注意が必要な動物用医薬品（平成 27 年 6 月 16 日）	・ ・ ・ P25
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 28 年 3 月 18 日）	・ ・ ・ P26
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 29 年 8 月 8 日）	・ ・ ・ P27
●使用基準の新定及び改正により注意が必要な動物用医薬品（平成 30 年 4 月 25 日）	・ ・ ・ P28
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 30 年 5 月 14 日）	・ ・ ・ P29
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 30 年 8 月 3 日）	・ ・ ・ P30
●使用基準の新定により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 30 年 11 月 15 日）	・ ・ ・ P31
●使用基準の新定により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 30 年 11 月 29 日）	・ ・ ・ P32
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 30 年 12 月 21 日）	・ ・ ・ P33
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（令和 2 年 11 月 5 日）	・ ・ ・ P34
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（令和 5 年 1 月 6 日）	・ ・ ・ P35
●使用基準の新定により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（令和 6 年 1 月 15 日）	・ ・ ・ P36
●使用基準の新定により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（令和 6 年 5 月 8 日）	・ ・ ・ P37
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（令和 6 年 5 月 30 日）	・ ・ ・ P38
●使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品（令和 7 年 2 月 21 日）	・ ・ ・ P39

Q₁

ポジティブリスト制度とは、どのような制度ですか？

A

ポジティブリスト制度とは、畜産物などの食品に残留する農薬、飼料添加物、動物用医薬品を規制する新たな制度です。

平成18年5月29日から施行され、これ以降は残留基準値が設定されていない農薬等が、一定量（一律基準値：0.01ppm）以上含まれる食品は、販売などが禁止されます

Q₂

農薬の残留基準値を守るにはどうすれば良いのですか？

A

飼料の表示事項を守って給与している限り、特に問題はありません。

野菜などでは、栽培農家自らがルールを守って農薬を使用することにより残留基準値を守ることができますが、畜産農家が購入飼料を給与する場合には、自分で農薬を使用しているわけではありません。

このため、農林水産省では、畜産物に残留する可能性のある農薬について、新たに飼料中の残留基準値を設定しています。

また、食用にも利用されている飼料用の穀物については、食品の残留基準値がそのまま準用されます。

なお、家畜が微量の農薬を飼料から摂取しても、大部分は家畜の体内で分解されたり、糞尿として排出されるため、飼料中の残留基準値が守られることにより、畜産物への農薬の残留を十分に防ぐことができます。



古畳などに注意

古畳などには、過去に使用されていた残留性の高い殺虫剤などが残留していることがあります。このため家畜の敷き料や飼料への利用には注意が必要です。



牧草の栽培

牧草を栽培するときは、他の農産物と同様に、農薬の適用内容を確認し、ルールを守って使用するとともに、農薬の飛散に注意しましょう。

Q₃

飼料添加物については、新たな対応が必要ですか？

A

新たな対応は、必要ありません。

飼料添加物については、飼料安全法に基づき、給与してよい畜種や時期、分量が定められており、飼料の表示事項や、従来からの規制を守って給与している限り、基準値を超える飼料添加物が、畜産物に残留することはありません。

Q₄

動物用医薬品については、使用禁止（休薬）期間に注意が必要だと聞きましたが？

A

動物用医薬品のなかには、「使用禁止期間」が定められているものや、使用上の注意に「いわゆる休薬期間」が定められているものがあります。

これらの一部では、ポジティブリスト制度の施行に合わせて、使用禁止（休薬）期間が新たに設定されたり、変更されています。

このため、平成18年5月29日以降は、動物用医薬品の使用の都度、新たな使用禁止（休薬）期間を確認し、厳守する必要があります。



ここに注意して

経過措置として、現在流通している動物用医薬品については、使用禁止期間が変更されたものについては変更後6ヵ月間、休薬期間については変更後1年間まで、変更前の製品ラベルや添付文書の使用が認められています。

このため、動物用医薬品を使用する場合は、資料編の一覧※により、使用禁止（休薬）期間に変更がないか、必ず確認して下さい。

※：今後、追加や変更があった場合は、差替え版をお届けします。

Q₅

畜産農家としては、どのような対応が必要ですか？

A

簡単にまとめると、次のような対応が必要です。特に保管した書類や帳簿は、問題が発生したときに重要な資料となります。

- 1 動物用医薬品の添付文書をよく読むとともに、最新の使用禁止（休薬）期間、用法、用量などを確認する。
- 2 投薬中や投薬後の動物・畜舎には表示をし、間違いのないように注意する。
- 3 牛乳や卵を出荷している動物や、出荷する動物の治療記録を確認する。
- 4 以下の書類や帳簿を整備し、保管する。
 - （1）飼料の購入伝票や給与記録
 - （2）牧草などの栽培履歴記録
 - （3）動物用医薬品の購入記録や使用記録
 - （4）要指示医薬品指示書や出荷制限期間指示書

Q₆

消毒剤を出荷トラックや資材の消毒に使用する場合、どのような注意が必要ですか？

A

消毒剤の成分が食品中から基準値を超えて検出された場合は、食品衛生法違反となるため、使用した消毒剤がトラックの荷台に残っていたり、散布時に飛散して、畜・鶏体に付着しないよう注意する必要があります。

Q₇

動物用医薬品と同一の成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品には、動物用医薬品としての使用禁止（休薬）期間が定められていないが、規制の対象になるのですか？

A

規制の対象となります。

このため、使用に際しては、同一の成分を含む動物用医薬品の使用禁止（休薬）期間を確認して、十分な使用禁止（休薬）期間を設ける必要があります。

飼料中の残留農薬の基準値

単位：mg/kg

農 薬 名	対 象 と な る 飼 料 及 び 基 準 値										備 考
	小麦	大麦	ライ麦	とうもろこし	エン麦	マイロ	牧草	配 合 飼 料 又 は 混 合 飼 料			
								鶏 又 は う ず ら 用	豚 用	牛、めん羊、山羊又はしか用	
2，4－D	0.5	0.5	0.5	0.05	0.5	0.5	260				2,4-D、2,4-D ナトリウム塩、2,4-D ジメチルアミン塩、2,4-D エチル、2,4-D イソプロピル、2,4-D ブトキシエチル及び 2,4-D アルカノールアミン塩を含む
B H C							0.02	0.005	0.005	0.005	α-BHC、β-BHC、γ-BHC 及び δ-BHC の和 α-BHC、β-BHC 及び δ-BHC が検出された場合は、γ-BHC の検出の有無に関わらず BHC の基準を適用
DDT							0.1	0.1	0.1	0.1	pp'-DDD、pp'-DDE、pp'-DDT 及び op'-DDT の和
アセフェート				0.5			3				
アトラジン	0.3	0.02	0.02	0.2	0.02	0.02	15				
アラクロール		0.05	0.05	0.2	0.1	0.1	3				
アルジカルブ	0.02	0.02	0.02	0.05	0.2	0.2	1				
イソフェンホス				0.02							
イミダクロプリド	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.5				
エチオン							20				
エンドリン							0.01	0.01	0.01	0.01	
カルタップ、ペンシルタップ及びチオシクラム	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.7				カルタップ、ペンシルタップ及びチオシクラムの総和をカルタップに換算
カルバリル	2	5	5	0.1	10	10	250				
カルベンダジム、ベノミル、チオファネート及びチオファネートメチル	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	10				カルベンタシム、ベノミル、チオファネート及びチオファネートメチルの総和をカルベンタシムに換算したものとの和
カルボフラン	0.2	0.2	0.1	0.05	0.1	0.1	13				カルボフラン及び 3-ヒドロキシカルボフランをカルボフランに換算したものとの和
キャプタン				10							
グリホサート	5	20	0.2	1	20	20	120				グリホサート、グリホサートアンモニウム塩、グリホサートイソプロピルアミン塩、グリホサートリメチウム塩及びグリホサートナトリウム塩を含む
グルホシネート	0.2	0.5		0.1							グルホシネート、N-アセチルグルホシネート及び 3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネートに換算したものとの総和。
クロルピリホス	0.5	0.2	0.01	0.1	0.75	0.75	13				
クロルピリホスメチル	10	6	7	7	10	10					
クロルフェンビンホス	0.05			0.05							E 体及び Z 体の和
クロルプロファム	0.05	0.05	0.05	0.05							
クロルベンジレート				0.02							
シアナジン	0.1	0.05	0.01	0.1	0.01	0.01	0.01				
ジカンバ	2	7	0.1	0.5	3	4	200				ジカンバ、ジカンバイソプロピルアミン酸、ジカンバジメチルアミン酸、ジカンバカリウム塩及びジカンバナトリウム塩を含む 大豆：10、大豆油かす：10

単位：mg/kg

農 薬 名	対 象 と な る 飼 料 及 び 基 準 値										備 考
	小麦	大麦	ライ麦	とうもろこし	エン麦	マイロ	牧草	配合飼料又は混合飼料			
								鶏又はうずら用	豚用	牛、めん羊、山羊又はしか用	
ジクロルボス及びナレド	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	10				ジクロルボス及びナレドをジクロルボスに換算したものの和
ジクワット	2	5	0.03	0.05	2	2	100				
シハロトリン	0.05	0.2	0.02	0.04	0.2	0.2	0.6				ラムダーシハロトリンを含む
シフルトリン	2	2	2	2	2	2	3				各異性体の和
シマジン				0.3			9				
ジメトエート	0.05	0.04	0.2	1	0.2	0.2	2				
ダイアジノン	0.1	0.1	0.1	0.02	0.1	0.1	10				
チアベンダゾール	0.5	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	10				
ディルドリン及びアルドリン							0.02	0.02	0.02	0.02	ディルドリン及びアルドリンの和
デルタメトリン及びトラロメトリン	1	1	1	1	1	1	5				デルタメトリン及びトラロメトリンの和
テルブホス	0.01	0.01	0.005	0.01	0.05	0.05	1				
トリシクラゾール	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	5				
二臭化エチレン	0.1	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01					
パラコート	0.05	0.05	0.05	0.1	0.5	0.5	5				
パラチオン	0.3	0.5	0.05	0.3	0.08	0.08	5				
ピペロニルブトキシド	24	24	24	24	24	24					
ピリミホスメチル	1	1	1	1	1	1					
フィプロニル							0.2	0.01	0.02	0.02	
フェニトロチオン	10	5	1	1	1	1	10				
フェノブカルブ	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3					
フェンチオン				5							
フェントエート	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4					
フェンバレーレート							13	0.5	4	8	各異性体の和であり、エスフェンバレーレートを含む
フェンプロパトリン							20				
プロモキシニル	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1				
ヘプタクロル							0.02	0.02	0.02	0.02	ヘプタクロルエポキシドを含む
ペルメトリン	2	2	2	2	2	2	55				各異性体の和
ペンタゾン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	3				ペンタゾン及びペンタゾナトリウム塩を含む
ペンディメタリン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	15				
ホスメット	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	40				
ホレート	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	1.5				
マラチオン	8	2	2	2	2	2	135				
メチダチオン	0.02	0.02	0.02	0.1	0.2	0.2	12				
メトプレン	5	5	5	5	5	5					
リンデン							0.4	0.05	0.05	0.4	γ-BHCを示す

注：牧草には、乾牧草及びサイレージを含み、水分が10%を超える場合、その超える量を当該飼料の原料の量から除外する。

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品

(平成 18 年 5 月 29 日改正)

(説明) 改正の経過措置として、平成 18 年 10 月 10 日までは改正前の表示のものの流通が認められるため、この期間中に流通する製品には、直接の表示と添付文書の記載が変更されておらず、変更内容を記載した説明書が輪ゴム等を用いて添付されているものもある。この説明書が添付されていないものもある可能性がある。この説明書を確認することが重要である。

動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性がありますので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用禁止期間が延長された動物用医薬品

医薬品	使用対象動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H18 年 5 月 29 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
硫酸ジヒドロストレプトマイシンを有効成分とする注射剤 (単剤)	馬	畜体 30 日間	畜体 60 日間	ジヒドロストレプトマイシン注射液「タムラ」 (田村製薬) ジヒドロストレプトマイシン注「第一」 250 (第一製薬) ジヒドロストレプトマイシン注「文永堂」 (文永堂製薬) 硫酸ジヒドロストレプトマイシン「明治」 (明治製薬) 硫酸ジヒドロストレプトマイシン注射液明治 (明治製薬) 硫酸ジヒドロストレプトマイシン注射液 250 明治 (明治製薬) 硫酸ジヒドロストレプトマイシン注「ニッサン」 (日産合成工業) 硫酸ジヒドロストレプトマイシン注射液「ニッサン」 100 (日産合成工業)
スルファモノメトキシンを有効成分とする注射剤	牛	畜体 7 日間 乳 72 時間	畜体 28 日間 乳 72 時間	ダイメトン注 (フジタ製薬) ダイメトン B 注 20% (フジタ製薬)
	豚	畜体 7 日間	畜体 14 日間	ダイメトン注 (フジタ製薬) ダイメトン B 注 20% (フジタ製薬) コンピート注 (第一製薬)

2. 新たに設定された使用禁止期間が従来の承認の休薬期間より長くなる動物用医薬品

医薬品	使用対象動物	承認の休薬期間 (改正前)	使用禁止期間 (H18年5月29日以降)	製品の名称(製造販売会社名)
カルバリルを有効成分とする外皮散布剤	牛(搾乳牛を除く。)	畜体2日間	畜体7日間	サンマコー粉剤3%(宇都宮化成工業)
	鶏	畜体2日間	畜体7日間 卵1日間	
カルバリルを有効成分とする外皮噴霧剤	牛(搾乳牛を除く。)	畜体2日間	畜体7日間	サンマコー水和剤75%(宇都宮化成工業)
	鶏	畜体2日間	畜体7日間 卵1日間	
ナフシリンナトリウムモノハイドレートを有効成分とする乳房注入剤	牛(泌乳しているものに限る。)	畜体7日間 乳72時間	畜体14日間 乳132時間	カヤテン・L(川崎三鷹製薬) 泌乳期用カヤテン(川崎三鷹製薬)
ビチオノールを有効成分とする強制経口投与剤	馬	畜体10日間	畜体15日間	シルナックペースト(新新薬品) 動物用ビチン(新新薬品)
メンブトン有効成分とする強制経口投与剤	豚(生後4月を越えるものを除く。)	畜体3日間	畜体5日間	動物用エンドコール散(帝国臓器製薬)
メンブトン有効成分とする注射剤	牛	畜体6日間 乳72時間	畜体25日間 乳72時間	動物用エンドコール注(ペーリンガーインゲル ハイムシオノギベトメディカ)
硫酸カナマイシン及びベンジルペニシリンプロカイン有効成分とする配合剤たる乳房注入剤	牛(泌乳しているものに限る。)	畜体7日間 乳96時間	畜体50日間 乳96時間	カナペンM明治(明治製薬) カナマスチンディスポ(明治製薬) カナマスチンKP「タムラ」(田村製薬) タイニーPK(フジタ製薬)
硫酸ジヒドロストレプトマイシン及びベンジルペニシリンプロカイン有効成分とする配合剤たる乳房注入剤	牛(泌乳しているものに限る。)	畜体7日間 乳96時間	畜体11日間 乳96時間	S. P. 乳軟シリンジL「KMK」(川崎三鷹製薬) エアポリA(ダイゾー) エアポリA(日本全薬工業) グルコマイシンSP「タムラ」(田村製薬) ニューサルマイA(日本全薬工業) ニューサルマイS(日本全薬工業) ベルマイシンSP「タムラ」(田村製薬) ホーミングMC(理研畜産化薬) マイシリン・エアゾール「タムラ」(田村製薬) マスジェット(川崎三鷹製薬) マストップ・L(川崎三鷹製薬) マストップ・ゲル(川崎三鷹製薬) マストップ・ジェット(川崎三鷹製薬) ミオマイ軟膏(日産合成工業)

休薬期間に注意が必要な動物用医薬品（平成 18 年 5 月 29 日版）

（説明）

平成 18 年 5 月 29 日付で休薬期間の変更が行われる医薬品の一覧を示す。

休薬期間変更の経過措置として、変更後 1 年間までは変更前の表示のものの流通が認められるため、この期間中に流通する製品には、直接の表示と添付文書の記載が変更されておらず、変更内容を記載した説明書が輪ゴム等を用いて添付されているものもある。この説明書が添付されていないものもある可能性があるため、休薬期間を確認することが重要である。

動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての休薬期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性がありますので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

使用対象動物欄に記載した動物のうち、一部の動物にのみ承認されている製品もあるので、その場合には用法・用量に記載された対象動物のみに使用すること。

（定義）

「配合剤」とは、2 種類以上の有効成分を配合する医薬品をいう。

「飼料添加剤」とは、飼料に添加、混和又は浸潤して投与する医薬品をいう。

「飲水添加剤」とは、飲水に添加又は混和して投与する医薬品をいう。

「経口投与剤」とは、経口投与する医薬品をいう。

「薬浴剤」とは、容器内において淡水又は海水に添加又は混和して浸漬する方法により投与する医薬品をいう。

「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する医薬品をいう。

「外皮塗布剤」とは、外皮に塗布する方法により投与する医薬品をいう。

「外皮散布剤」とは、外皮に散布する方法により投与する医薬品をいう。

「外皮噴霧剤」とは、外皮に噴霧する方法により投与する医薬品をいう。

「乳房注入剤」とは、乳房内に注入する方法により投与する医薬品をいう。

「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。

「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

1. 従来の休薬期間が延長された動物用医薬品（単剤）

動物用医薬品 （注意：休薬期間に注意を有する成分のみを記載している。）	使用対象 動物*	休薬期間 （平成 18 年 5 月 28 日 まで）	休薬期間 （平成 18 年 5 月 29 日以 降）	製品の名称 （製造販売業者名）
アザペロンを有効成分とする注射剤	豚	畜体 2 日	畜体 21 日	動物用ストレスニル（三共）
アレスリンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	なし	畜体 3 日	キノピレン（現代製薬）
	馬	なし	畜体 3 日	
	豚	なし	畜体 3 日	
	緬・山羊	なし	畜体 3 日	
ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを有効成分とする外皮散布剤	牛	なし	畜体 2 日	スミクロール（有恒薬品工業） クレンテ（日産化学工業）
	馬	なし	畜体 2 日	
	豚	なし	畜体 5 日	
	緬・山羊	なし	畜体 2 日	
	鶏	なし	畜体 1 日	
トロクロセンカリウム（ジクロロイソシ）	生	なし	畜体 2 日	パナロック（ロック化学製品）
	馬	なし	畜体 2 日	動物用ロックス散（ロック化学製品）

アヌル酸カリウム) を有効成分とする外 皮散布剤	豚	なし	畜体5日	
	緬・山羊	なし	畜体2日	
	鶏	なし	畜体1日	
塩化ジデシルジメチ ルアンモニウムを有 効成分とする外皮噴 霧剤	牛	なし	畜体5日	クリンジャーム（大薬） アストップ（科学飼料研究所） アストップ200（科学飼料研究所） メイクリアー100（科学飼料研究所） メイクリアー200（科学飼料研究所） メイクリアー300（科学飼料研究所） メイクリアー300（明治製菓） ロンテクト（科学飼料研究所） クリンエール（川崎三鷹製菓） クリンエール・200（川崎三鷹製菓） モルホナイド10（サンケミファ） モルホナイド20（サンケミファ） カチオデット DDC-AP（田村製菓） クリアキルドライ（田村製菓） クリアキル100（田村製菓） クリアキル200（田村製菓） クリアキル50（田村製菓） ベストシール（東洋製菓化成） パンパックス100（フジタ製菓） パンパックス200（フジタ製菓） デスマック（ヤシマ産業） 動物用コリノン DDC10（有恒薬品工業） 動物用コリノン DDC20（有恒薬品工業）
	馬	なし	畜体5日	
	豚	なし	畜体5日	
	緬・山羊	なし	畜体5日	
	鶏	なし	畜体3日	
塩化ベンザルコニウ ムを有効成分とする 飲水添加剤	家畜	なし	畜体14日 乳48時間	動物用ベタセプト（日本全薬工業）
	鶏	なし	畜体14日	
塩化ベンザルコニウ ムを有効成分とする 外皮噴霧剤	家畜	なし	畜体5日	動物用ベタセプト（日本全薬工業）
	鶏	なし	畜体3日	
オイゲノールを有効 成分とする薬浴剤	魚類	なし	7日	FA100（田村製菓）
	甲殻類	なし	10日	
キシラジン塩酸塩を 有効成分とする注射 剤	馬	なし	畜体5日	注射用セラクター（バイエルメディカル）
ジクロルボスを有効 成分とする飼料添加 剤	馬	なし （食用馬を 除く。）**	畜体60日	エクイガード（共立製菓）
トロメタミンジノプ ロストを有効成分と する注射剤	牛	畜体1日 乳1回廃棄	畜体1日 乳1回廃棄	動物用プロナルゴン注射液（ファイザー製菓）
	馬	なし	畜体1日	
	豚	畜体1日	畜体1日	
ジミナゼンジアセチ ュレート有効成分 とする注射剤	牛（搾乳牛を除く。）	畜体30日	畜体60日	ガナゼック（ノバルティス アニマルヘルス）
チオプロニン有効 成分とする注射剤	牛	畜体15日 乳36時間	畜体15日 乳36時間	動物用チオラ注射液（協和発酵工業）

	馬	なし (食用馬を除く。)**	畜体 60 日	
デキサメタゾンを含む有効成分とする注射剤	牛	畜体 4 日	畜体 4 日 乳 12 時間	デキサメサゾン注・KMK (川崎三鷹製薬) デキサメサゾン注射液「KMK」(川崎三鷹製薬) デキサメサゾン懸濁注「タムラ」(田村製薬) デキサメサゾン注「文永堂」(文永堂製薬) ユーパレス (フジタ製薬) デキサゾン注 (理研畜産化薬)
	馬	畜体 7 日	畜体 7 日	
リン酸デキサメタゾンナトリウムを含む有効成分とする注射剤	牛	畜体 2 日 乳 12 時間	畜体 4 日 乳 12 時間	水溶性デキサ注「KMK」(川崎三鷹製薬) コルソン P 注射液 (日本全薬工業)
	馬	畜体 7 日	畜体 7 日	
デキサメタゾンメタスルフォベンゾエートナトリウムを含む有効成分とする注射剤	牛	畜体 2 日 乳 12 時間	畜体 4 日 乳 12 時間	水性デキサメサゾン注 A (日本全薬工業)
	馬	畜体 7 日	畜体 7 日	
トリクロロホンを有効成分とする皮膚噴霧剤	牛 (搾乳牛を除く。)	畜体 2 日	畜体 14 日	ネグホン液-20% (宇都宮化成工業) ネグホン (バイエルメディカル)
	豚	畜体 2 日	畜体 2 日	
	鶏	畜体 2 日	畜体 20 日	
トリクロロホンを有効成分とする皮膚散布剤	牛	畜体 2 日	畜体 14 日 乳 36 時間	ネグホン散-3% (宇都宮化成工業) フライホン (ヤシマ産業)
	豚	畜体 2 日	畜体 2 日	
	鶏	畜体 2 日	畜体 20 日	
クエン酸ピペラジンを有効成分とする経口投与剤	馬	畜体 7 日	畜体 11 日	アンテパラン (川崎三鷹製薬) ヤマピラジン (山一薬品)
	豚	畜体 7 日	畜体 7 日	
	鶏 (産卵鶏を除く。)	畜体 5 日	畜体 5 日	
硫酸ピペラジンを有効成分とする経口投与剤	馬	畜体 7 日	畜体 11 日	硫酸ピペラジン「三共」(三共エール) ピラレート S (日産合成工業) ピペラジン B (文永堂製薬)
	豚	畜体 7 日	畜体 7 日	
	緬・山羊	不明	畜体 11 日	
	鶏 (産卵鶏を除く。)	畜体 5 日	畜体 5 日	
二硫化炭素ピペラジンを有効成分とする経口投与剤	馬	畜体 7 日	畜体 11 日	アスカリケン・エス (川崎三鷹製薬) アンテパラン・C (川崎三鷹製薬) ホスピラン (タイガー薬品工業) ピペラジンバボ (山一薬品)
アジピン酸ピペラジンを有効成分とする経口投与剤	馬	畜体 7 日	畜体 11 日	ピペラジンミタカ末 (川崎三鷹製薬)
ピランテルを有効成分とする経口投与剤	馬	なし (食用馬を除く。)**	畜体 60 日	ソルビーシロップ (ファイザー製薬)
フェニトロチオンを含む有効成分とする皮膚噴霧剤	牛 (搾乳牛を除く。)	畜体 2 日	畜体 60 日	動物用シントースミチオン乳剤 10% (シントーファイン)
	豚	畜体 2 日	畜体 20 日	動物用プレミアムスミチオン乳剤 (シントーファイン)

	鶏	畜体 2 日	畜体 14 日	アイン) プレミアムスミチオン 10%乳剤 (神東塗料又は住友化学) 動物用金鳥スミチオン乳剤 (神東塗料又は住友化学) ヤシマスミチオン 10%乳剤 (ヤシマ産業) スミチオン 10% (養日化学研究所)
フェニトロチオンを有効成分とする皮膚散布剤	牛	畜体 2 日	畜体 60 日	ヤシマスミチオン水溶剤 (ヤシマ産業) ヤシマスミチオン粉剤 1.5% (ヤシマ産業) ヤシマスミチオン粉剤 2% (ヤシマ産業) ヤシマスミチオン粉剤 3% (ヤシマ産業) スミチオン 1.5% (養日化学研究所)
	豚	畜体 2 日	畜体 20 日	
	鶏	畜体 2 日	畜体 14 日	
プレドニゾロンを有効成分とする注射剤	牛	畜体 4 日	畜体 51 日 乳 72 時間	プレドニゾロン注射液「KMK」(川崎三鷹製薬) プレドニゾロン注「協同」(協同製薬) プレドニゾロン注射液「タムラ」(田村製薬) プレドニゾロン注射液 N Z (日本全薬工業) プレドニゾロン注「文永堂」(文永堂製薬) プレドニゾロン (フジ) 注 (富士ケミカル工業) プレドニゾロン注 P S K (ファイザー製薬) プレドニゾロン注「フジタ」(フジタ製薬) プレドリン注 (理研畜産化薬)
	馬	畜体 7 日	畜体 60 日	
	豚	畜体 4 日	畜体 60 日	
プロボクスルを有効成分とする外皮噴霧剤	牛 (搾乳牛を除く。)	畜体 2 日	畜体 4 日	ボルホ・50% (宇都宮化成工業又はバイエルメディカル)
	豚	畜体 2 日	畜体 4 日	
	鶏	畜体 2 日	畜体 34 日	
プロボクスルを有効成分とする外皮散布剤	牛	畜体 2 日	畜体 4 日	ボルホ散ー 1% (宇都宮化成工業又はバイエルメディカル)
	豚	畜体 2 日	畜体 4 日	
	鶏	畜体 2 日	畜体 34 日	
塩酸エフェドリンを有効成分とする注射剤	牛	なし	畜体 10 日 乳 36 時間	塩酸エフェドリン注「KMK」(川崎三鷹製薬)
	馬	なし	畜体 10 日	
	豚	なし	畜体 10 日	
	緬・山羊	なし	畜体 10 日	
塩化ベタネコールを有効成分とする注射剤	牛	畜体 3 日	畜体 10 日	ベタネコール注 N Z (日本全薬工業) ベタネコール注「フジタ」(フジタ製薬)
	馬	畜体 3 日	畜体 10 日	
	豚	畜体 3 日	畜体 10 日	
10-オキシカンファ-を有効成分とする注射剤	牛	畜体 4 日 乳 24 時間	畜体 20 日 乳 72 時間	ベルカンファー注射液ヤマイチ No. 1 (山一薬品) ベルカンファー注射液ヤマイチ No. 2 (山一薬品) オキシカンファ-注射液「理研」(理研畜産化薬)
	馬	畜体 4 日	畜体 20 日	
スルピリンを有効成分とする注射剤 (配合剤を除く。)	牛	なし	畜体 10 日 乳 24 時間	スルピリン注 40% (川崎三鷹製薬) スルピリン注 V40% (川崎三鷹製薬) 動物用スルピリン注 40%「KMK」(川崎三鷹製薬) 動物用 40%スルピリン注 (日本全薬工業)
	馬	なし	畜体 10 日	
	豚	なし	畜体 10 日	
	緬・山羊	なし	畜体 10 日	
ペントバルビタールナトリウムを有効成分とする注射剤	牛	畜体 5 日 乳 24 時間	畜体 10 日 乳 24 時間	ソムノペンチル (共立製薬)
	馬	畜体 5 日	畜体 10 日	

	豚	畜体 5 日	畜体 10 日	
	緬・山羊	畜体 5 日	畜体 10 日	
ボログルコン酸カルシウムを有効成分とする注射剤（塩酸ピロカルピンを含むものを除く。）	牛	なし	畜体 3 日	ボログルコン酸カルシウム注射液 25%「イセイ」（イセイ） ニューグロン・S（川崎三鷹製薬） ニューボロカル A（日本全薬工業） ボロカル（日本全薬工業）（配合剤） カルマデックス注（フジタ製薬）（配合剤） ボロカノン（理研畜産化薬）（配合剤）
	馬	なし	畜体 3 日	
	豚	なし	畜体 3 日	
<u>ポリアルキルポリアミノエチルグリシン塩酸塩を含有する畜体散布剤（アルキルとしてノニル・オクチル等含む）</u>	豚	畜体 2 日	畜体 7 日	<u>動物用ネオラック（有恒薬品工業）</u>
ポロキサレンを有効成分とする経口投与剤	牛	なし	畜体 3 日	ルミノン液（日本全薬工業）
	緬・山羊	なし	畜体 3 日	
硫酸ベルベリンを有効成分とする注射剤	牛	畜体 3 日	畜体 7 日	タカベリン（川崎三鷹製薬） ベリノール注 A（日本全薬工業） ベルノーゲン注（山一薬品産業） ベルパリン注（理研畜産化薬）
	馬	畜体 3 日	畜体 7 日	
	豚	畜体 3 日	畜体 7 日	
	緬・山羊	畜体 3 日	畜体 7 日	

*各製品の承認された使用対象動物に限る。

**使用上の注意に「食用に供することを目的として飼育している馬に使用しないこと。」という内容の記載がある。

2. 従来の休薬期間が延長された動物用医薬品（配合剤）

動物用医薬品 （注意：休薬期間に注意を有する成分のみを記載している。）	使用対象 動物*	休薬期間 （平成 18 年 5 月 28 日 まで）	休薬期間 （平成 18 年 5 月 29 日以 降）	製品の名称 （製造販売業者名）
ペルメトリン、ピペロニルブトキシド及び 247 ジブチルサクシネートを有効成分とする外皮噴霧剤	牛	なし	なし	動物用金鳥 E T B 乳剤（大日本除虫菊） 動物用金鳥 E T B 乳剤 A（大日本除虫菊） 動物用金鳥 E T B 乳剤 B（大日本除虫菊） 動物用金鳥 E T B 乳剤 C（大日本除虫菊） ペルメトリン乳剤「フジタ」（フジタ製薬）
	豚	なし	畜体 2 日	
	鶏	なし	なし	
アクリノールを有効成分とする経口投与剤 （クレオソートを含むものを除く。）	牛	なし	畜体 7 日	パンペルー T（タイガー薬品工業） 家畜下痢止め散タイガー（タイガー薬品工業） ビオエンチ（東亜薬品工業） ギンベル（フジタ製薬） ポンテ散（フジタ製薬） ストリゲン A（山一薬品産業） ビスキノン末（理研畜産化薬）
	馬	なし	畜体 7 日	
	豚	なし	畜体 7 日	
	緬・山羊	なし	畜体 7 日	
アミノピリン、アンチピリン、マレイン酸クロルフェニラミ	牛	畜体 4 日 乳 24 時間	畜体 10 日 乳 24 時間	パパリンディ注（フジタ製薬） K チオニン注 C（協同製薬） K チオニン注 C（理研畜産化薬）
	馬	畜体 4 日	畜体 10 日	

ン又は塩酸パペリンのうち 1 成分以上を有効成分とする注射剤 (塩酸メチルエフェドリン又は塩酸ジフェンヒドラミンを含むものを除く。)	豚	畜体 4 日	畜体 10 日	ヒスタミン B6 注「文永堂」(文永堂製薬)
塩酸メチルエフェドリン、塩酸エフェドリン又は塩酸ジフェンヒドラミンのうち 1 成分以上を有効成分とする注射剤	牛	畜体 4 日 乳 24 時間	畜体 10 日 乳 36 時間	スパドリン注 (理研畜産化薬)
	馬	畜体 4 日	畜体 10 日	ダンプロン (理研畜産化薬)
	豚	畜体 4 日	畜体 10 日	フクスロン注 (川崎三鷹製薬)
	緬・山羊	畜体 4 日	畜体 10 日	ネオアス P (東亜薬品工業)
塩酸ピロカルピンを有効成分とする注射剤	牛	なし	畜体 10 日	ネオアス注射液 (東亜薬品工業)
クレオソートの有効成分とする経口投与剤	牛	畜体 3 日 乳 3 日	畜体 7 日 乳 72 時間	ラドン (日本全薬工業)
	馬	畜体 3 日	畜体 7 日	ニューグロン (川崎三鷹製薬)
	緬・山羊	畜体 3 日	畜体 7 日	シングロン注 (文永堂製薬)
クレオソートの有効成分とする皮膚塗布剤	鶏	なし	畜体 3 日	カルシドン (フジタ製薬)
スルピリン及びサリチル酸ナトリウムを有効成分とする注射剤 (配合剤を除く。)	牛	畜体 2 日 乳 24 時間	畜体 10 日 乳 24 時間	シリコナイズ (文永堂製薬)
	馬	畜体 2 日	畜体 10 日	
	豚	畜体 2 日	畜体 10 日	
	緬・山羊	畜体 2 日	畜体 10 日	
センソを有効成分とする経口投与剤	馬	なし	畜体 7 日	パーロン K (北都製薬)
フェナセチンを有効成分とする経口投与剤	馬	なし (食用馬を除く。)**	畜体 60 日	外用ケイパンチ (養日化学研究所)
ホミカエキスを有効成分とする経口投与剤	牛	なし	畜体 7 日	ピラピリン (日本全薬工業)
	緬・山羊	なし	畜体 7 日	
サリチル酸フェニルを有効成分とする経口投与剤	牛	なし	畜体 3 日 乳 24 時間	ネドスー S (薬研開発)
	馬	なし	畜体 3 日	
	豚	なし	畜体 3 日	
	緬・山羊	なし	畜体 3 日	
ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル及びポリアルキルポリアミノエチルグリシンを有効成分とする外皮噴霧剤 (アルキルとしてノニル・オクチル等含	豚	畜体 2 日	畜体 7 日	ゲリトミン散 (川崎三鷹製薬)
				新モアラゼ散 (日産合成工業)
				ペルバン (ニッチク薬品工業)
				ワンショット (ニッチク薬品工業)
				パステンコンツ (養日化学研究所)
				パステン (養日化学研究所)
				エイトール (ヤシマ産業)
				キーエリア A (フジミ製薬所)

む)				
----	--	--	--	--

*各製品の承認された使用対象動物に限る。

**使用上の注意に「食用に供することを目的として飼育している馬に使用しないこと。」という内容の記載がある。

3. 従来の休薬期間が延長された動物用医薬品（単剤）

（説明）

以下の医薬品については、噴霧の用量を、「100～1,000 倍希釈に希釈し、噴霧または塗布する」から「500～1,000 倍に希釈し、噴霧または塗布する」とし、使用できる濃度の上限を低くしたうえで、休薬期間の延長がなされることとなった。

動物用医薬品	使用対象 動物	休薬期間 (平成18年 5月28日 まで)	休 薬 期 間 (平成18年 5月29日以 降)	製品の名称 (製造販売業者名)
2-セカンダリーブチ ルフェニルーN-メ チルカーバメート (フェノブカルブ) を有効成分とする皮 膚噴霧剤	牛(搾乳牛を除く。)	なし	畜体7日	バリゾン乳剤(ヤシマ産業)
	馬	なし	畜体7日	
	豚	なし	畜体7日	
	緬・山羊(搾乳 動物を除く。)	なし	畜体7日	
	鶏	なし	畜体15日	
2-セカンダリーブチ ルフェニルーN-メ チルカーバメート (フェノブカルブ) を有効成分とする皮 膚散布剤	牛(搾乳牛を除く。)	なし	畜体7日	バリゾン散剤(ヤシマ産業)
	馬	なし	畜体7日	
	豚	なし	畜体7日	
	緬・山羊(搾乳 動物を除く。)	なし	畜体7日	
	鶏	なし	畜体15日	

4. 従来の休薬期間より長い使用禁止期間が設定される予定の動物用医薬品（単剤）

（説明）使用基準の改正案が動物用医薬品等部会で了承されたため、今後パブリックコメント等の手続きを経て使用基準が改正される予定である。

動物用医薬品	使用対象 動物	休薬期間 （改正前）	使用禁止期 間 （H18年5月 29日以降改 正を予定）	製品の名称 （製造販売業者名）
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳しているものに 限る。）	畜体14日 乳96時間	畜体14日 乳144時間	オキシテトラサイクリン乳房炎用液 NZ（日本全 薬工業） テラマイシン乳房炎用液（ファイザー製薬） マストレアン-L（ファイザー製薬）

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (平成 20 年 1 月 4 日改正)

(説明) 改正の経過措置として、平成 20 年 7 月 4 日までは改正前の表示のものの流通が認められるため、この期間中に流通する製品には、直接の尚表示と添付文書の記載が変更されておらず、変更内容を記載した説明書が輪ゴム等を用いて添付されているものもある。この説明書が添付されていないものもある可能性があるがあるので使用禁止期間を確認することが重要である。

動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性がありますので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用禁止期間が短縮された動物用医薬品

医薬品	使用対象動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H20 年 1 月 4 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
セフチオフルナトリ ウムを有効成分とする注射剤	牛	畜体 20 日間 乳 24 時間	畜体 7 日間 乳 24 時間	エクセネル注 (ファイザー)
	豚	畜体 10 日間	畜体 3 日間	

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (平成 20 年 12 月 26 日改正)

(説明) 改正の経過措置として、平成 21 年 6 月 26 日までは改正前の表示のものの流通が認められるため、この期間中に流通する製品には、直接の尚表示と添付文書の記載が変更されておらず、変更内容を記載した説明書が輪ゴム等を用いて添付されているものもある。この説明書が添付されていないものもある可能性があるがあるので使用禁止期間を確認することが重要である。

動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性がありますので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用禁止期間が短縮された動物用医薬品

医薬品	使用対象動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H20 年 12 月 26 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
クロプロステロール 又はそのナトリウム 塩を有効成分とする 注射剤	牛	畜体 7 日間 乳 24 時間	畜体 7 日間 <u>乳 12 時間</u>	レジプロン-C (あすか製薬) エストラメイト (ナガセ医薬品) エストラメイト「TSA」 (ナガセ医薬品) ゼノアジンC注射液 (日本全薬工業) クロプロステノールC (フジタ製薬) クロプロメイト-C (フジタ製薬) クロプロ 263 (富士ケミカル)

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (平成 21 年 5 月 27 日改正)

(説明) 改正の経過措置として、平成 21 年 11 月 27 日までは改正前の表示のものの流通が認められるため、この期間中に流通する製品には、直接の尚表示と添付文書の記載が変更されておらず、変更内容を記載した説明書が輪ゴム等を用いて添付されているものもある。この説明書が添付されていないものもある可能性があるがあるので使用禁止期間を確認することが重要である。

動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性がありますので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用禁止期間が短縮された動物用医薬品（下線部が改正部分）

医薬品	使用対象動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H21 年 5 月 27 日以降)	製品の名称（製造販売会社名）
エンロフロキサシン を有効成分とする飲 水添加剤	鶏（産卵鶏を 除く。）	畜体 <u>7</u> 日間	畜体 <u>4</u> 日間	バイトリル 10% 液（バイエル薬品株式会社）
エンロフロキサシン を有効成分とする強 制経口投与剤	牛（生後 3 月 を超えるもの を除く。）	畜体 <u>30</u> 日間	畜体 <u>12</u> 日間	バイトリル 2.5% H V 液（バイエル薬品株式 会社）
エンロフロキサシン を有効成分とする注 射剤（アルギニンを含 有するもの（これ と有効成分、分量、 用法、用量、効能、 効果等が同一性を有 すると認められるも のを含む。）を除く。）	牛 豚	畜体 <u>21</u> 日間 乳 96 時間 畜体 <u>20</u> 日間	畜体 <u>14</u> 日間 乳 96 時間 畜体 <u>14</u> 日間	バイトリル 2.5%、5%、10% 注射液（バイ エル薬品株式会社）
フルニキシンメグル ミンを有効成分とす る注射剤	牛 馬 豚	畜体 10 日間 乳 60 時間 畜体 2 日間 畜体 <u>28</u> 日間	畜体 10 日間 乳 60 時間 畜体 2 日間 畜体 <u>21</u> 日間	フォーベット 50 注射液（ナガセ医薬品株式 会社） フィナジン 50 注射液（ナガセ医薬品株式 会社）

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (平成 22 年 5 月 11 日改正)

(説明) 改正の経過措置として、平成 22 年 11 月 11 日までは改正前の表示のものの流通が認められるため、この期間中に流通する製品には、直接の尚表示と添付文書の記載が変更されておらず、変更内容を記載した説明書が輪ゴム等を用いて添付されているものもある。この説明書が添付されていないものもある可能性があるがあるので使用禁止期間を確認することが重要である。

動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性がありますので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用禁止期間が短縮された動物用医薬品（下線部が改正部分）

医薬品	使用対象動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H22 年 5 月 11 日以降)	製品の名称（製造販売会社名）
d-クロブロステノールを有効成分とする注射剤	牛	畜体 3 日間 <u>乳 12 時間</u>	畜体 3 日間 _____	ダルマジン（川崎製薬株式会社）
	豚	畜体 1 日間	畜体 1 日間	

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (平成 22 年 12 月 24 日改正)

(説明) 改正の経過措置として、平成 23 年 6 月 24 日までは改正前の表示のものの流通が認められるため、この期間中に流通する製品には、直接の尚表示と添付文書の記載が変更されておらず、変更内容を記載した説明書が輪ゴム等を用いて添付されているものもある。この説明書が添付されていないものもある可能性があるがあるので使用禁止期間を確認することが重要である。

動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性がありますので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用禁止期間が短縮された動物用医薬品 (下線部が改正部分)

医薬品	使用対象動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H22 年 12 月 24 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤 (アルギニンを含むもの (これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。) を除く。)	牛	畜体 14 日間 乳 96 時間	畜体 14 日間 乳 60 時間	バイトリル 2.5%、5%、10% 注射液 (バイエル薬品株式会社)
	豚	畜体 14 日間	畜体 14 日間	

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (平成 25 年 2 月 6 日改正)

(説明) 改正の経過措置として、平成 25 年 8 月 6 日までは改正前の表示のものの流通が認められるため、この期間中に流通する製品には、直接の尚表示と添付文書の記載が変更されておらず、変更内容を記載した説明書が輪ゴム等を用いて添付されているものもある。この説明書が添付されていないものもある可能性があるがあるので使用禁止期間を確認することが重要である。

動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用禁止期間が短縮された動物用医薬品（下線部が改正部分）

医薬品	使用対象 動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H25 年 2 月 6 日以降)	製品の名称（製造販売会社名）
クロプロステ ノール又はそ のナトリウム 塩を有効成分 とする注射剤	牛	畜体 7 日間 <u>乳 12 時間</u>	畜体 7 日間 _____	エストラメイト（ナガセ医薬品株式会社） シンクノール C（ナガセ医薬品株式会社） エストラメイト「IVKK」（株式会社インターベット） クロプロステノール C（フジタ製薬株式会社） クロプロ（フジ）263（田村製薬株式会社） ゼノアジン C 注射薬（日本全薬工業株式会社） レジプロン C（あすか製薬株式会社）

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (平成 25 年 10 月 11 日改正)

(説明) 改正の経過措置として、平成 26 年 4 月 11 日までは改正前の表示のものの流通が認められるため、この期間中に流通する製品には、直接の尚表示と添付文書の記載が変更されておらず、変更内容を記載した説明書が輪ゴム等を用いて添付されているものもある。この説明書が添付されていないものもある可能性があるがあるので使用禁止期間を確認することが重要である。

動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるがあるので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用禁止期間が短縮された動物用医薬品 (下線部が改正部分)

医薬品	使用対象 動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H25 年 10 月 11 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
アセトアミノ フェンを有効 成分とする飲 水添加物	豚	畜体 3 日間	畜体 <u>1</u> 日間	アレンジャー 10 (Meiji Seika ファルマ株式会社) アレンジャー 30 (Meiji Seika ファルマ株式会社)

2. 用法及び用量の変更に伴い、使用禁止期間が短縮された動物用医薬品 (下線部が改正部分)

医薬品	使用対象 動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H25 年 10 月 11 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
アセトアミノ フェンを有効 成分とする飼 料添加物	豚	畜体 3 日間 ※ 1	畜体 <u>1</u> 日間 ※ 2	アレンジャー 10 (Meiji Seika ファルマ株式会社) アレンジャー 30 (Meiji Seika ファルマ株式会社) ピレキシシン 10% (日本全薬工業株式会社)
エンロフロキ サシンを有効 成分とする注 射剤(アルギニ ン含有する もの(これと有 効成分、分量、 用法、用量、効 能、効果等が同 一性を有する ものを含む。) を除く。)	牛	(皮下注射) 畜体 14 日間 乳 60 時間	(<u>静脈注射</u>) 畜体 8 日間 乳 <u>60 時間</u> (皮下注射) 畜体 14 日間 乳 60 時間	バイトリル 10% 注射液 (バイエル薬品株式会社)
	豚	畜体 14 日間	畜体 14 日間	

※ 1 : 用量及び用法—体重 1kg 当たり 15mg 以下の量を 1 日 2 回以下

※ 2 : 用量及び用法—1 日量として体重 1kg 当たり 30mg 以下の量

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (平成 27 年 4 月 28 日改正)

(説明) 動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用対象動物が変更された動物用医薬品 (下線部が改正部分)

医薬品	対象動物 (改正前)	対象動物 (H27 年 4 月 28 日以降)	使用禁止期 間 (改正前)	使用禁止期間 (H27 年 4 月 28 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
モキシデクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛(搾乳牛を除く。)	生	畜体 14 日間	畜体 14 日間 <u>乳 168 時間</u>	サイデクチン トピカル (ゾエティス・ジャパン株式会社)

使用基準の新定及び改正により注意が必要な動物用医薬品 (平成 27 年 6 月 16 日改正)

(説明) 動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 新たに使用基準が定められた動物用医薬品

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	製品の名称 (製造販売会社名)
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする乳房注入剤	牛(泌乳しているものに限る。)	搾乳後に1分房1回当たり450mg(力価)以下の量を1日2回以下注入すること。	畜体14日間 乳144時間	オキシテトラサイクリン乳房炎用液 NZ(日本全薬工業株式会社)
クエン酸モサプリドを有効成分とする強制経口投与剤	馬	1日量として体重1kg当たり2.0mg以下の量を強制的に経口投与すること。	畜体2日間	プロナミド E 散 1%(DSファーマアニマルヘルス株式会社)

2. 従来の使用対象動物が変更された動物用医薬品(下線部が改正部分)

医薬品	対象動物 (改正前)	対象動物 (H27年6月16日以降)	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H27年6月16日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
メロキシカムを有効成分とする注射剤	牛(搾乳牛を除く。)	生	畜体18日間	畜体18日間 乳132時間	メタカム 2%注射液(ベーリンガーインゲルハイムベトメディカジャパン株式会社)

**使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品
(平成 28 年 3 月 18 日改正)**

（説明）動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用対象動物が変更された動物用医薬品（下線部が改正部分）

医薬品	使用対象動物 (改正前)	使用対象動物 (H28 年 3 月 18 日以降)	使用 禁 止 期 間 (改正前)	使用禁止期間 (H28 年 3 月 18 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
エンフロキサシンを有効成分とする注射剤であってアルギニンを含むもの(これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。)	牛(搾乳牛を除く。)	牛(搾乳牛を除く。) <u>豚</u>	畜体 14 日間	畜体 14 日間 <u>畜体 12 日間</u> <u>※ 1</u>	バイトリル ワンジェクト注射液 (バイエル薬品株式会社)

※1：用法及び用量－1日量として体重1kg 当たり7.5mg 以下の量を筋肉内に注射すること。

2. 従来の使用禁止期間が短縮された動物用医薬品（下線部が改正部分）

医薬品	使用対象動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H28 年 3 月 18 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
リン酸チルミコシンを 有効成分とする飼料添 加剤	牛(生後 3 月を 超えるものを 除く。)	畜体 47 日間	畜体 47 日間	プルモチルプレミックス-20 他 (日本イーライリリー株式会社)
	豚	畜体 15 日間	畜体 4 日間	チルミコシ 2%散「KS」他 (共立製薬株式会社) チルミコシン散 2%「タムラ」他 (田村製薬株式会社) チルミシン散 2%他 (DS ファーマアニマルヘルス株式会社) チルミコシン散 20「フジタ」他 (フジタ製薬株式会社)

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (令和 2 年 11 月 5 日改正)

(説明) 動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用禁止期間が短縮された動物用医薬品 (下線部が改正部分)

医薬品	使用対象動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (令和 2 年 11 月 5 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤	豚	と殺する前 28 日間	と殺する前 <u>16 日間</u>	ドラクシン (ゾエティ ス・ジャパン株式会社) ドラクシン 25 (ゾエティ ス・ジャパン株式会社)

使用基準の新定及び改正により注意が必要な動物用医薬品 (平成 30 年 4 月 25 日改正)

(説明) 動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 新たに家畜で使用基準が定められた動物用医薬品

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	製品の名称 (製造販売会社名)
塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする点眼剤	馬	1 日量として 1 眼当たり 1.4895mg 以下の量を点眼すること。	畜体 4 日間	ロメワン (千寿製薬株式会社)

2. 従来の使用対象動物が変更された動物用医薬品 (下線部が改正部分)

医薬品	使用対象動物 (改正前)	使用対象動物 (H30 年 4 月 25 日以降)	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H30 年 4 月 25 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
フロロフェニコールを有効成分とする飼料添加剤		牛(生後 3 月 を超えるものを除く。)		畜体 4 日間 ※1	フロロコール 2%液 (住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社)
	豚	豚	畜体 3 日間	畜体 3 日間	

※1:用法及び用量— 1 日量として体重 1kg 当たり 10mg 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (平成 30 年 5 月 14 日改正)

(説明) 動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用対象動物が変更された動物用医薬品 (下線部が改正部分)

医薬品	使用対象動物 (改正前)	使用対象動物 (H30 年 5 月 14 日以降)	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H30 年 5 月 14 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
ガミスロマイシンを有効成分とする注射剤	牛(生後 13 月を超える雌の乳牛(食用に供するための搾乳がされなくなったものを除く。))を除く。)	牛(生後 13 月を超える雌の乳牛(食用に供するための搾乳がされなくなったものを除く。))を除く。 <u>豚</u>	畜体 49 日間	畜体 49 日間 <u>畜体 13 日間</u> <u>※1</u>	豚用ザクトラン注(ベーリンガーインゲルハイムアニマルヘルスジャパン株式会社)

※1：用法及び用量—1 日量として体重 1kg 当たり 6mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (平成 30 年 8 月 3 日改正)

(説明) 動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 皮下注射に係る用量及び用法と使用禁止期間が追加された動物用医薬品 (下線部が改正部分)

医薬品	使用対象動物 (改正前)	使用対象動物 (H30 年 8 月 3 日以降)	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H30 年 8 月 3 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
フロルフェニコールを 有効成分とする注射剤 (配合剤を除く。)	牛(搾乳牛を除く。)	牛(搾乳牛を除く。)		<u>畜体 40 日間</u> ※ 1	ニューフロール(ナガセ 医薬品株式会社)
	豚	豚	畜体 30 日間 ※ 2 畜体 21 日間 ※ 3	畜体 30 日間 ※ 2 畜体 21 日間 ※ 3	

※ 1 : 用法及び用量—1 日量として体重 1 kg 当たり 20mg 以下の量を皮下に注射すること。

※ 2 : 用法及び用量—1 日量として体重 1 kg 当たり 10mg 以下の量を筋肉内に注射すること。

※ 3 : 用法及び用量—1 日量として体重 1 kg 当たり 5mg 以下の量を筋肉内に注射すること。

使用基準の新定により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (平成 30 年 11 月 15 日改正)

(説明) 動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるため、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 新たに使用基準が設定された動物用医薬品

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	製品の名称 (製造販売会社名)
プレドニゾロンを有効成分とする注射剤	牛	1 日量として 1 頭当たり 200mg 以下の量を皮下に注射すること。 1 日量として 1 回当たり 100mg 以下の量を関節腔内に注射すること。	畜体 51 日間 乳 24 時間 畜体 51 日間 乳 24 時間	プレドニゾロン注射液「KS」(共立製薬株式会社) プレドニゾロン注射液 NZ (日本全薬工業株式会社) プレドニゾロン注「文永堂」(文永堂製薬株式会社) プレドリン注(リケンベッツファーマ株式会社)
	馬	1 日量として 1 頭当たり 200mg 以下の量を皮下に注射すること。 1 日量として 1 回当たり 15mg 以下の量を関節腔内に注射すること。	畜体 14 日間 畜体 14 日間	
	豚	1 日量として 1 頭当たり 50mg 以下の量を皮下に注射すること。	畜体 10 日間	

使用基準の新定により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (平成 30 年 11 月 29 日公布、平成 30 年 12 月 29 日施行)

(説明) 動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるため、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 新たに使用基準が設定された動物用医薬品

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	製品の名称 (製造販売会社名)
メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤	牛	1 日量として1頭当たりデキサメタゾンとして10mg 以下の量を静脈内に注射すること。	畜体7日 乳60時間	水性デキサメサゾン注A (日本全薬工業株式会社)
		1 日量として1頭当たりデキサメタゾンとして10mg 以下の量を皮下に注射すること。	畜体7日 乳48時間	
	馬	1 日量として1頭当たりデキサメタゾンとして5mg 以下の量を皮下又は静脈内に注射すること。	畜体7日	
リン酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤	牛	1 日量として1頭当たりデキサメタゾンとして10mg 以下の量を静脈内に注射すること。	畜体8日 乳60時間	コルソンP注射液 (日本全薬工業株式会社) 水性デキサ注0.1% (フジタ製薬株式会社) 水溶性デキサ注「KS」 (共立製薬株式会社)
		1 日量として1頭当たりデキサメタゾンとして10mg 以下の量を皮下に注射すること。	畜体12日 乳48時間	
	馬	1 日量として1頭当たりデキサメタゾンとして5mg 以下の量を皮下又は静脈内に注射すること。	畜体7日	

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (平成 30 年 12 月 21 日改正)

(説明) 動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるため、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 静脈内注射に係る用法及び用量と使用禁止期間が追加された動物用医薬品（下線部が改正部分）

医薬品	使用対象動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H30 年 12 月 21 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
オルビフロキサシンを 有効成分とする注射剤	牛	畜体 21 日間 乳 72 時間 ※ 1	畜体 21 日間 乳 72 時間 ※ 1 <u>畜体 2 日間 乳 24 時間</u> ※ 2	ビクタス注射液 5%、メイビックス注 射液 5% (DS ファーマアニマルヘルス株 式会社)
	豚	畜体 14 日間 ※ 1	畜体 14 日間 ※ 1	

※ 1 : 用法及び用量—1 日量として体重 1 kg 当たり 5mg 以下の量を筋肉内に注射すること。

※ 2 : 用法及び用量—1 日量として体重 1 kg 当たり 5mg 以下の量を静脈内に注射すること。

2. 従来の使用禁止期間が短縮された動物用医薬品（下線部が改正部分）

医薬品	使用対象動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (H30 年 12 月 21 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
硫酸カナマイシン及び ベンジルペニシリン プロカインを有効成分と する配合剤たる乳房注 入剤	牛(搾乳してい る も の に 限 る。)	畜体 50 日間 乳 96 時間 ※ 1	<u>畜体 7 日間</u> 乳 96 時間 ※ 1	タイニーPK (フジタ製薬株式会社)

※ 1 : 用法及び用量—1 日量として搾乳後に 1 分房 1 回当たり硫酸カナマイシンを 300mg (力価) 以下及びベンジルペニシリンプロカインを 300,000 単位以下の量を注入すること。

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (令和 2 年 11 月 5 日改正)

(説明) 動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用禁止期間が短縮された動物用医薬品 (下線部が改正部分)

医薬品	使用対象動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (令和 2 年 11 月 5 日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤	豚	と殺する前 28 日間	と殺する前 <u>16 日間</u>	ドラクシン (ゾエティス・ジャパン株式会社) ドラクシン 25 (ゾエティス・ジャパン株式会社)

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (令和5年1月6日改正)

(説明) 動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるので、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用禁止期間が短縮された動物用医薬品 (下線部が改正部分)

医薬品	使用対象動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間 (令和5年1月6日以降)	製品の名称 (製造販売会社名)
セフチオフルを有効成分とする注射剤	豚	と殺する前 70日間	と殺する前 <u>14日間</u>	エクセーデ S (ゾエティス・ジャパン株式会社)

使用基準の新定により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (令和 6 年 1 月 15 日改正)

(説明) 動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるため、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 静脈内注射に係る用法及び用量と使用禁止期間が追加された動物用医薬品

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	製品の名称 (製造販売会社名)
マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤 (1mL 当たりマルボフロキサシン 100mg 以下を含有するものを除く。)	牛	1 日量として体重 1kg 当たり 10mg 以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 3 日間又は食用に供するために搾乳する前 48 時間	フォーシル (明治アニマルヘルス株式会社)

使用基準の新定により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (令和 6 年 5 月 8 日改正)

(説明) 動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるため、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 静脈内注射に係る用法及び用量と使用禁止期間が追加された動物用医薬品

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	製品の名称 (製造販売会社名)
マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤 (1mL 当たりマルボフロキサシン 100mg 以下を含有するものを除く。)	豚	1 日量として体重 1kg 当たり 8 mg 以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 8 日間	フォーシル S (明治アニマルヘルス株式会社)

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (令和6年5月30日改正)

(説明) 動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるため、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用対象動物が変更された動物用医薬品（下線部が改正部分）

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	製品の名称 (製造販売会社名)
クエン酸モサプリドを有効成分とする強制経口投与剤	馬	1日量として体重1kg 当たり 2mg 以下の量を強制的に経口投与すること。	畜体2日間	プロナミド E 散1% (物産アニマルヘルス株式会社)
	牛		<u>食用に供するためにと殺する前1日間</u>	<u>牛用プロナミド散2% (物産アニマルヘルス株式会社)</u>

使用基準改正により使用禁止期間に注意が必要な動物用医薬品 (令和7年2月21日改正)

(説明) 動物用医薬品と同一成分を含む人体用又は人獣共用の医薬品については、動物用医薬品としての使用禁止期間は定められていないが、食品衛生法上の規制は同様に行われることになっており、その使用に際しては、同様の休薬期間を設けなければ、食品衛生法違反になる可能性がある。

製品の名称欄に記載されている医薬品には漏れがある可能性があるため、医薬品名及び投与経路を確認して使用すること。

1. 従来の使用禁止期間が短縮された動物用医薬品 (下線部が改正部分)

医薬品	使用対象動物	使用禁止期間 (改正前)	使用禁止期間	製品の名称 (製造販売会社名)
塩酸セフトロフルを有効成分とする注射剤	豚	食用に供するため にと殺する前3日間	食用に供するため にと殺する前 <u>1</u> 日間	エクセネル RTU (ゾエティ ス・ジャパン株式会社)

◎ 内容に関するお問い合わせは、お近くの家畜保健衛生所まで

○東部家畜保健衛生所

TEL 076-479-1106

FAX 076-479-1140

○西部家畜保健衛生所

TEL 0763-33-2315

FAX 0763-33-6320

発行／富山県農林水産部農産食品課

TEL 076-444-8816 FAX 076-444-4410

<https://www.pref.toyama.jp/1613/kurashi/seikatsu/shokuseikatsu/anzen/index.html>

平成18年5月29日発行
令和7年2月21日最終改訂